

こんな消費生活トラブルに気を付けましょう



2026/6/26

ハウスクリーニングでのトラブル！

ハウスクリーニングを頼んだら、「別の箇所のクリーニングを勧誘された」、「エアコンを壊された」といったトラブルが発生しています。

●相談事例

○電話で換気扇のクリーニングを 5 千円で勧誘され、依頼した。換気扇の掃除をした後、来訪した業者から風呂場と洗面所、トイレのクリーニングも勧められ、相場がわからないまま 60 万円で契約してしまった。内容もよくわからず高額なので換気扇以外の契約を解約したい。

○エアコンの掃除を頼んで訪れたスタッフがエアコンにタオルを突っこみエアコンが停止した。業者が帰った後にエアコンを運転させると部品が出てきた。すぐに業者に連絡すると、エアコンを破損させたことを認め、部品を取り寄せて修理するといった。しかし 1 カ月経っても連絡がないので、電話したところ、「お客様の都合によりおつながぎできません」とアナウンスが流れ、連絡がつかなくなった。

●アドバイス

○低価格と勧誘されても、電話の説明だけでは詳しい内容は分かりません。安易に訪問を承諾せず、いったん電話を切って、周りに相談するなどしてから判断しましょう。

○事業者によってサービス内容や料金は異なります。必ず複数社から見積もりを取り、事業者の選定は慎重に行いましょう。

○作業当日に追加の契約を勧誘されてもその場で決めないようにしましょう。作業時は、なるべく家族などに同席してもらいましょう。

○特にエアコンのクリーニングを依頼する場合はクリーニング方法も含めて確認し、必要に応じてメーカーに問い合わせましょう。

○事業者のクリーニングが原因で生じた故障や、作業中に壁や床、家具等を傷つけた場合などに備え、保険に加入しているか、補償の内容はどうなっているかを契約前に確認しましょう。

1 つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン 188 へ電話！！